



四半期開示の見直しに関する実務検討会 第 1 回事務局説明資料

Exchange & beyond

株式会社東京証券取引所 上場部

2023年6月29日

- 1 DWG報告の概要と本検討会の目的**
- 2 1Q・3Q四半期決算短信の開示内容**
- 3 1Q・3Q四半期決算短信のレビュー・エンフォースメント**
- 4 情報開示の充実**
- 5 ご議論いただきたい事項**



1. DWG報告の概要と本検討会の目的



- 2022年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下、「DWG」という。）報告にて、金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信について、四半期決算短信に「一本化」する方針が示された
- また、2022年12月の報告では、その具体化における各論点の方向性が示された

<DWG報告に示された四半期開示の見直しの方向性>

（「一本化」の背景）

- 金融商品取引法の四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信について、**内容面での重複や開示タイミングの近接**について指摘があった
- **コスト削減や開示の効率化の観点**から金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信を「一本化」する

（四半期決算短信に「一本化」する理由）

- 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、**情報の有用性・適時性**を低下させるおそれがある
- 投資家への積極的な情報開示が行われる四半期決算短信に関しては、**投資家に広く利用されている**

（四半期決算短信の義務付け）

- 日本企業の開示を巡る現状に照らすと、経営戦略の進捗状況の確認としての意義、平均的な企業の開示姿勢への懸念や、開示の後退と受け取られることで日本市場全体の評価が低下するおそれ等に鑑みて、**当面は、四半期決算短信を一律に義務付ける**
- 将来的な四半期決算短信の任意化については、**まず、企業の開示に対する意識の改善・向上**や、企業が**積極的に投資家へ充実した情報を提供するような市場環境の確立**によって、上記の投資家からの懸念を払しょくする必要がある
- 今後、適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿勢の変化のほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見等を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討していくことが考えられる

（出所）金融庁『金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（令和3年度）』及び金融庁『金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（令和4年度）』より東京証券取引所作成

<DWG報告に示された「一本化」の具体化における各論点の方向性>

四半期決算 短信の内容

今回の見直しが情報開示の後退と受け取られないようにする観点からは、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられる

レビューの 一部義務付け

速報性の観点等から、監査人によるレビューを一律には義務付けないことが考えられる
例えば、会計不正が起こった場合（これに伴い、法定開示書類の提出が遅延した場合を含む）や企業の内部統制の不備が判明した場合、信頼性確保の観点から、取引所規則により一定期間、監査人によるレビューを義務付けることが考えられる

虚偽記載に対 するエンフォー ースメント

取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくことが考えられる
法令上のエンフォースメントについては、～（中略）～これまで四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令は極めて少ないことや、第1・第3四半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメントが維持されることを踏まえると、現時点では、これを不要とすることが考えられる

会計基準・ 監査基準の 整備

四半期会計基準・四半期レビュー基準については、実務的な混乱を避ける観点から、「一本化」後の四半期決算短信や半期報告書へ適用できるようにすることが合理的との意見があった
これを踏まえ、当局、ASBJ、取引所、日本公認会計士協会などの関係者において、今回の見直しに伴う必要な対応を行うことが考えられる

適時開示の 充実

企業環境の急速な変化や情報技術の進展等を背景に、投資家の投資判断において企業による適時の情報開示の重要性は高まっており、先般の感染症拡大や国際情勢の変化等、これまで想定されなかった事象について、企業が適切にリスクの識別・評価を行い、取引所の適時開示の枠組みで情報開示を充実させていくことは重要な課題である

<金融商品取引法改正の動向>

- 2022年12月のDWG報告を踏まえ、本年3月14日に四半期報告書の廃止を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が第211回通常国会に提出され、6月8日に衆議院で可決後、参議院で継続審査とされている。
- 本法律案において、四半期報告書の廃止に関する施行日は2024年4月1日とされているため、本法律案が成立した場合に、施行日に間に合うよう予め実務的な検討を行うものである。

<本検討会の目的>

- DWG報告によって示された「一本化」の具体的な方向性に沿った実務の実現に向け、投資者や上場会社、学識経験者その他市場関係者の意見を十分に踏まえた検討を行う

<想定される主な論点>

- 四半期決算短信の内容
 - ✓ 具体的な開示事項
- 四半期決算短信に対するレビューの一部義務付け
 - ✓ 一部義務付けの要件や期間
- 取引所における情報開示の充実
 - ✓ 情報開示の充実に向けた施策の検討

<今後の進め方（予定）>

- 計3回ほど検討会を開催し、秋ごろを目途に、四半期開示の「一本化」に係る実務の方針を取りまとめ

2. 1Q・3Q四半期決算短信の開示内容



（四半期開示の「一本化」の背景）

- 金融商品取引法の四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信について、内容面での重複や開示タイミングの近接について指摘があった
- コスト削減や開示の効率化の観点から四半期報告書（第1・第3四半期）と四半期決算短信を「一本化」する

（DWG報告での意見）

- 四半期決算短信の速報性の確保や企業負担への配慮、四半期決算短信の発表と併せて行われる企業の自主的な開示の促進の観点から、開示内容の追加拡充は不要
- 四半期決算短信は、その後に四半期報告書が開示されることを前提に、速報性の観点から開示内容が簡素化されてきた経緯がある。また、投資家においては、四半期報告書の注記情報等を投資判断に利用している実務がある。このため、「一本化」後の四半期決算短信について、現行の開示内容のままでは、投資判断に必要な情報が十分に提供されなくなるおそれがある
- 速報性の確保については、情報追加に伴って四半期決算短信の開示タイミングが遅れるとしても、現状の四半期報告書と同じタイミング（四半期会計期間後45日以内）であれば許容可能

（DWG報告で示された方向性）

- こうした意見や、現在の我が国の平均的な企業における開示姿勢等を踏まえると、今回の見直しが情報開示の後退と受け取られないようにする観点からは、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進める
- 投資家への情報提供の観点からレビューの有無を四半期決算短信において開示

四半期決算短信と四半期報告書の比較（財務情報）

- 四半期決算短信では、後に四半期報告書が開示されることを前提に、四半期報告書と比べて記載を要請している注記を限定している

	四半期 決算短信	四半期 報告書
本表	四半期貸借対照表	○
	四半期損益計算書	○
	四半期キャッシュ・フロー 計算書	—
主な注記	継続企業の前提	○
	連結・持分法適用の 範囲の変更	△※1 (サマリー情報)
	会計方針の変更	○
	四半期特有の会計処理	○
	会計上の見積りの変更	○
	連結範囲外の子会社等 (重要なもの)	—
	追加情報	—
	四半期貸借対照表関係	—

	四半期 決算短信	四半期 報告書
主な注記	四半期損益計算書関係	—
	四半期キャッシュ・フロー 計算書関係	—
	株主資本等関係	○
	金融商品関係	—
	有価証券関係	—
	デリバティブ関係	—
	企業結合関係	—
	収益認識関係	—
	セグメント情報	—
	1株当たり情報	—
	重要な後発事象	—

※1 四半期決算短信では、当四半期（連結）累計期間における連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動の有無を記載。当該異動がある場合には、対象となる特定子会社の社数及び社名を記載。

※2 第1四半期及び第3四半期は省略可。この場合には、減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係るものを含む。）及びのれんの償却額を注記。

※3 企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が認められる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期及び第3四半期は省略可。

（出所）金融庁「第1回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）事務局資料」より東京証券取引所作成

四半期決算短信と四半期報告書の比較（非財務情報）

	四半期決算短信	四半期報告書	適時開示
企業の概況	サマリー情報（業績予想含む）	主要な経営指標等の推移	—
	—	事業の内容 （重要な変更があった場合のみ）	ただし、合併等の組織再編行為や、重要な事項であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを行うことについて決定をした場合又は生じた場合、記載が求められる
事業の状況	継続企業の前提に関する重要事象等 （存在する場合のみ）	事業等のリスク （重要な変更があった場合のみ、※1）	
	—	経営上の重要な契約等（※2） （重要な変更があった場合のみ）	
	—	財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析（キャッシュ・フローの状況の分析は2Qのみ）	
	—	研究開発活動の状況 （重要な変更があった場合のみ）	
提出会社の状況	発行済株式数（期末・期中平均）	株式等の状況	
	—	役員の状況 （重要な変更があった場合のみ）	代表取締役又は代表執行役の異動

※1 以下の場合に、記載を要する

- 当四半期連結累計期間に投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合
- 当四半期連結累計期間に前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更があった場合
- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他重要事象等が存在する場合

※2 DWGの12月報告にて、重要な変更があった場合や新たに契約締結を行った場合には、これを臨時報告書の提出事由とすることが提言されている。

（出所）金融庁「第3回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）事務局資料」より東京証券取引所作成

(ご参考) セグメント情報及びCF情報の注記の記載

【セグメント情報等】

I 前第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至 〇年6月30日）

（記載事例の省略）

II 当第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至 〇年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	A	B	C	計		
売上高						
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント間の内部売上高又は振替高	XX	XX	XX	XX	X	XX
計	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、D事業、E事業及びF事業等を含んでいる。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	XXX
「その他」の区分の利益	X
セグメント間取引消去	△XX
のれんの償却額	△XX
全社費用（注）	△XX
棚卸資産の調整額	△XX
四半期連結損益計算書の営業利益	XXX

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術試験費である。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報（固定資産に係る重要な減損損失）

「A」セグメントにおいて.....。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においてはXX百万円である。

（のれんの金額の重要な変動）

「B」セグメントにおいて.....。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間においてはXX百万円である。

（重要な負ののれん発生益）

「C」セグメントにおいて.....。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第1四半期連結累計期間においてはXX百万円である。

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係】

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)
減価償却費	XXX百万円	XXX百万円
のれんの償却費	XXX百万円	XXX百万円

（出所）公益財団法人財務会計基準機構「四半期報告書の作成要領」より東京証券取引所作成

(ご参考) 決算短信等の簡素化の経緯

- 2016年のDWG報告にて、会社法、金融商品取引法、上場規則に基づく3つの制度開示（事業報告等、有価証券報告書、決算短信）について、開示の自由度を高めることなどにより、全体としてより適時に、より分かりやすく、より効果的・効率的にすることで、建設的な対話を促進するとの提言がされた
- この提言を受けて、決算短信等の開示の自由度を高めるとともに、速報としての役割に特化するため、以下のとおり決算短信等の簡素化を実施（2017年3月31日施行）

	見直し前	見直し後
サマリー情報	義務	要請
四半期財務諸表 及び主な注記	要請	要請 (投資判断を誤らせるおそれがない場合、 後日開示することも可能)
投資判断に有用な情報 (※)	積極的な記載を要請	要請を取り止め

※ 「投資判断に有用な情報」の具体例として掲げていた事項

- 経営成績・財政状態に関する説明（定性的情報）
- 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明（定性的情報）
- 四半期連結キャッシュ・フロー計算書、セグメント情報、その他の注記
- 四半期個別財務諸表及び注記事項
- 経営管理上重要な指標
- 生産、受注及び販売の状況
- 設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値
- 主要な連結子会社の業績の概況 など

(ご参考) 「経営成績・財政状態に関する説明」の開示状況

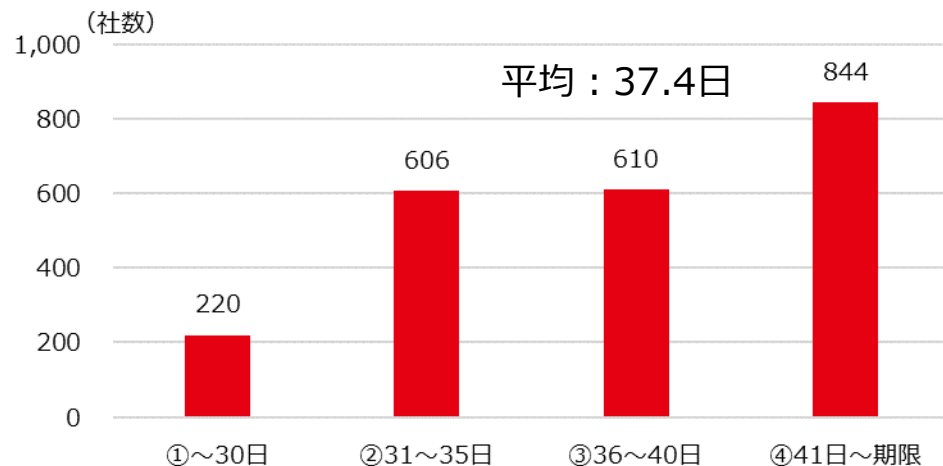
決算短信での開示あり	2,223 社 (97.1 %)
決算短信での開示なし	66 社 (2.9 %)
決算説明資料等の開示あり	38 社 (1.7 %)
決算説明資料等の開示なし	28 社 (1.2 %)

- ※2023年3月期第3四半期決算短信（2,289社）を対象に集計
- ※決算説明資料等については、TDnetに開示されている場合のみ集計
- ※ () 内の数値は、全体（2,289社）に対する割合

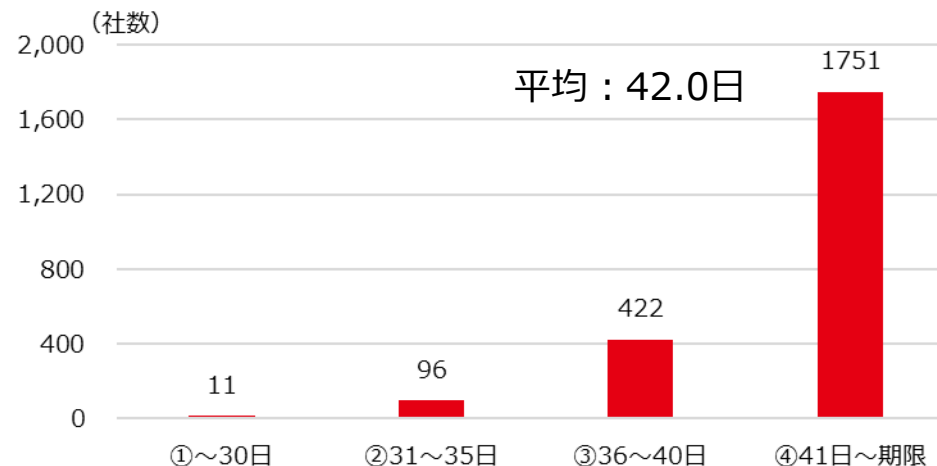
四半期決算短信と四半期報告書の開示タイミング

- 四半期決算短信は四半期報告書より速報性があるものの、双方の提出日が近接している事例も多い

＜四半期決算短信の開示日の分布状況＞



＜四半期報告書の提出日の分布状況＞



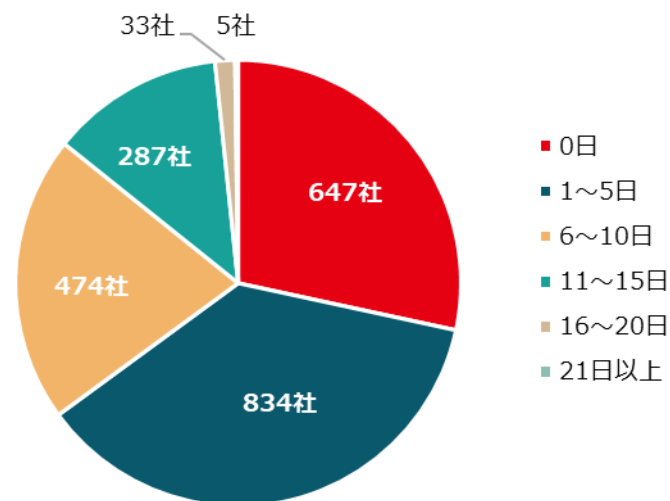
＜四半期決算短信と四半期報告書の提出日の分布＞

(四半期決算短信)

④ 41日~期限	0	0	0	844
③ 36~40日	0	0	210	400
② 31~35日	0	56	168	382
① ~30日	11	40	44	125
	① ~30日	② 31~35日	③ 36~40日	④ 41日~期限

(四半期報告書)

＜四半期決算短信と四半期報告書の提出日の差＞



※ 2023年3月期第3四半期の決算短信と四半期報告書について集計
 ※ 2023年2月14日時点

方針（案）（四半期決算短信の内容・タイミング）

【基本的な考え方】

四半期報告書で開示されていた事項のうち、**投資者ニーズの強い事項を四半期決算短信に移管し**、開示を義務付け

<財務報告の枠組み>

新制度における半期報告書に適用される財務諸表等規則のうち、取引所が開示を求める事項以外の省略を認める

※ ASBJ では、四半期報告書制度見直しへの対応が審議テーマとして挙げられており、今後関連する会計基準等の検討が行われる見込み

<開示の内容>

サマリー情報		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「四半期レビューの有無」の追加（規則によるレビューと任意のレビューを区別） ➢ 「当四半期累計期間における連結範囲の重要な変更の有無」に変更（※1）
添付資料	財務諸表	<p>現在の1Q・3Q四半期報告書において求められる財務諸表</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本基準：連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書 ➢ IFRS・米国基準：連結キャッシュ・フロー計算書を含む連結財務諸表（※2）
	注記事項	<p>現在の注記事項に「セグメント情報等に関する注記」「キャッシュ・フローに関する注記」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 継続企業の前提に関する注記 ➢ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 ➢ 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 ➢ 四半期特有の会計処理 ➢ セグメント情報等に関する注記（新制度における半期報告書と同水準） ➢ キャッシュ・フローに関する注記（日本基準適用会社のみ）
	レビュー報告書	レビューを受ける場合のみ（「3. 1Q・3Q四半期決算短信のレビュー・エンフォースメント」参照）

※1：対象を、現在の「重要な子会社の異動（特定子会社の異動）」から、四半期報告書に合わせて、「連結範囲の重要な変更」とする

※2：四半期会計期間に係る連結損益計算書及び連結包括利益計算書については、新制度における半期報告書において2Q会計期間に関する開示はなされないことが想定されること等を踏まえ、省略を認める

<開示のタイミング>

● **決算の内容が定まり次第開示**を求める。なお、**四半期末から45日を経過する場合にはその状況について適時開示**を求める

<四半期決算短信の開示内容>

- 四半期決算短信の開示内容に関する方針（案）についてどう考えるか。
- 四半期報告書で開示されていた事項のうち、投資者ニーズの強い事項を四半期決算短信に移管するという考え方のもと、方針（案）に記載した事項の他に記載が求められる事項（※）はあるか。当該事項について、開示を義務付けるべきか、それとも、積極的に記載するよう要請（投資者の要望等を踏まえて上場会社において検討）することも考えられるか。

※ 「さらに投資家を中心に、中長期的な進捗確認の観点から、貸借対照表や損益計算書の注記等、財務諸表の理解において重要なものや、定性的な経営成績等の分析について追加する必要があるとの意見があった。他方、開示内容の追加の検討においては、企業の開示負担や速報性に十分留意すべきであるとの意見もあった。」（2022年12月DWG報告 注釈18）

<四半期決算短信の開示タイミング>

- 四半期決算短信の開示タイミングに関する方針（案）についてどう考えるか。
- 取引所規則により義務付けられるレビュー（次章参照）又は任意にレビューを行う場合や、現状の四半期決算短信から追加事項があること等により、現状の四半期決算短信と比較して開示タイミングが遅くなることも想定されるが、この点、どう考えるか。

3. 1Q・3Q四半期決算短信のレビュー・エンフォースメント



<1Q・3Q四半期決算短信のレビュー>

（DWG報告での意見）

- 四半期報告書については、四半期連結財務諸表に対する信頼性を確保する観点から、監査人によるレビューが求められてきたところ、「一本化」後の四半期決算短信についても、財務情報の信頼性の確保、虚偽記載の早期発見、虚偽記載の動機の抑止等の観点から、監査人によるレビューの義務付けを求める
- 第1・第3四半期における監査人のレビューを義務付けない場合でも、上場会社が提出する半期報告書と有価証券報告書に対して監査人によるレビューや監査を行うことで、財務情報の信頼性を確保していくことが考えられる
- 速報性の観点から監査人によるレビューの義務付けを不要とする

（DWG報告で示された方向性）

- 速報性の観点等から、四半期決算短信については**監査人によるレビューを一律には義務付けない**
- レビューを受けるかどうかは任意とし、投資家への情報提供の観点から**レビューの有無を四半期決算短信において開示**
- 例えば、会計不正が起こった場合（これに伴い、法定開示書類の提出が遅延した場合を含む）や企業の内部統制の不備が判明した場合、**信頼性確保の観点から、取引所規則により一定期間、監査人によるレビューを義務付ける**

<虚偽記載に対するエンフォースメント>

（DWG報告で示された方向性）

- 取引所において、**エンフォースメントをより適切に実施**していくことが考えられる
- 法令上のエンフォースメントについては、～（中略）～これまで四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令は極めて少ないことや、第1・第3四半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメントが維持されることを踏まえると、現時点では、これを不要とすることが考えられる
- 四半期決算短信を含む、取引所の適時開示について、相場変動を図る目的など、意図的で悪質な虚偽記載が行われた場合には、現行でも金融商品取引法上の罰則の対象となると考えられる

諸外国の状況

- ドイツでは四半期開示が義務付けられているが、レビューは不要。なお、一部の企業は、任意でレビューを受けている。

	米国 (Form 10-Q)	ドイツ (フランクフルト証券取引所プライム市場)		英国、フランス
開示義務	義務あり	義務あり		義務なし
四半期開示 の開示内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 要約財務諸表 ➢ MD&A ➢ 内部統制に関する経営者の意見 ➢ リスク情報 など 	原則Quarterly Statementを提出 Quarterly Financial Reportを代替的に提出することも可		任意 ※英国では、FTSE100の6割超が四半期開示を継続（うち約半数が要約財務諸表を開示）
		Quarterly Statement	Quarterly Financial Report	
		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 期中における上場会社の重要な取引や出来事と、その影響 ➢ 上場会社の財政状態及び業績に関する説明 ➢ 開示済みの将来情報に関する重要な変更があった場合、その旨 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 要約財務諸表 ➢ マネジメント・レポート 	
レビューの 要否	必要（※1）	不要 DAX40構成銘柄のうち7社が開示 （※2）	不要 DAX40構成銘柄のうち32社が開示 （うち、6社がレビューを実施）	不要
エンフォース メント	SEC提出書類に重要な虚偽記載があった場合 <個人> 20年以下の懲役又は500万ドル以下の罰金（併科あり） <法人> 2,500万ドルの罰金（証券取引法33条）	※内部情報について適時で正確な開示が行われなかった場合 20万ユーロ以下の額の罰金（有価証券取引法26条、120条）		※ 内部情報について適時で正確な開示が行われなかった場合に制裁金あり

※1 四半期レビュー報告書の添付は不要。四半期報告書にレビューを受けたことを記載した場合、四半期レビュー報告書の添付が必要。

※2 DAX指数構成銘柄のうち、ポルシェのジェネラル市場に上場しているため、集計対象外とした。

（出所）金融庁「第3回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）事務局資料」より東京証券取引所作成

レビューに関する基準について

- 現状の四半期報告書における四半期レビューについては、企業会計審議会が策定した「四半期レビュー基準」及び日本公認会計士協会（JICPA）が策定した四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」に基づき行われている
- 四半期報告書以外の財務諸表に対するレビューについては、JICPAが策定した保証実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」（以下、「保証実2400」という）が適用される
- その他、国際的なレビュー基準としては、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が策定した国際レビュー業務基準2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」（以下、「ISRE2410」）が存在

<レビュー基準の特徴の整理>

（共通事項）

- 質問と分析手続を実施し、財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる場合に追加的な手続を実施

（主な差異）

	四半期レビュー基準	保証実2400	ISRE2410
基準設定主体	企業会計審議会	JICPA	IAASB
対象となる財務情報	金融商品取引法において求められる財務諸表	四半期報告書以外の財務諸表	（国内において対応する指針なし）
業務実施者	年度の財務諸表の監査人	年度の財務諸表の監査人に限定されない	年度の財務諸表の監査人
虚偽表示リスク/ 虚偽表示の可能性	年度の監査における重要な虚偽表示リスクの評価を考慮	重要な虚偽表示が生じる可能性の高い財務諸表の領域の識別のみ実施	年度の監査における重要な虚偽表示リスクの評価を考慮
内部統制の理解	企業及び企業環境の理解に加え、監査における内部統制の理解、運用状況の評価を考慮	企業及び企業環境と適用される財務報告の枠組みの理解のみ実施し、内部統制の評価は求められていない	企業及び企業環境の理解に加え、監査における内部統制の理解、運用状況の評価を考慮

（出所）JICPA「保証業務実務指針2400実務ガイダンス第1号『財務諸表のレビュー業務に係るQ & A（実務ガイダンス）』より東京証券取引所作成

(ご参考) 適正表示と準拠性の枠組みについて

監査基準報告書において、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」は以下のように定義されている

「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。

- ① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。
- ② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。ただし、このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ必要となることが想定されている。

「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。

ただし、財務報告の枠組みが、形式的には「適正表示の枠組み」の定義を満たす場合であっても、適正表示の枠組みに当てはまらない場合があることも想定されている。

我が国においては、適正表示の枠組みか否か判断する際に、以下を検討する必要がある。

1. 適正表示を達成するための追加開示の明示的な規定の有無
2. 追加開示の明示的な規定が存在する場合の考慮点
 - (1) 追加開示の明示的な規定の設定趣旨
 - (2) 同一種類の事業体に対して適用される、認知されている会計基準設定主体により透明性のあるプロセスに従って適正表示を意図して策定された一般目的の会計の基準（「一般に公正妥当と認められる会計の基準」）との差異の程度

- 東証では、上場規程の実効性を確保するため、上場規程の違反行為などに対して、特設注意市場銘柄への指定などの措置を講ずることとしている
- また、上場廃止に係る事項（虚偽記載など）について東証が必要と認め、監査人に対して事業説明等を求める場合には、上場会社に協力するよう義務付けている（規程604条）

<実効性確保措置の概要>

ペナルティ的措置	改善措置
<p>（公表措置） 適時開示規則に違反した場合又は企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合などにおいて、必要と認めるときは、その違反行為について公表措置を講ずる</p>	<p>（改善報告書・改善状況報告書） 適時開示規則に違反した場合又は企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合において、改善の必要性が高いと認められるときには、上場会社にその経過及び改善措置を記載した改善報告書の提出を求める</p>
<p>（上場契約違約金） 適時開示規則に違反した場合又は企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合などにおいて、東証市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと東証が認めるときは、上場会社に対して、上場契約違約金の支払いを求める</p>	<p>（特設注意市場銘柄への指定） 適時開示規則に違反した場合又は企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合、有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合などにおいて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定する</p>

<公認会計士等へのヒアリング>

（有価証券上場規程 604条）

上場会社は、当取引所が当該上場会社の発行する上場株券等の**上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて**、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う**公認会計士等**（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）**に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。**

2 上場会社は、前項の規定により当取引所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、当取引所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

取引所規則と法令のエンフォースメント

- 四半期開示を巡っては、金商法上のエンフォースメントと取引所規則に基づくエンフォースメントがある
- 取引所規則に基づくエンフォースメントは、上場規程で定める決算短信における虚偽の開示に加え、有報等の法定開示における虚偽記載も措置の対象となっている

<取引所規則と法令によるエンフォースメントの整理>

取引所規則

金融商品取引法

有報等の
法定書類の
虚偽記載

【実効性確保措置】

- ✓ ペナルティー的措置
 - 公表措置
 - 上場契約違約金
(最大9,120万円)

決算短信の
虚偽の開示

- ✓ 改善措置
 - 改善報告書の徴求*1
 - 特設注意市場銘柄への指定*2

*1 改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと取引所が認める場合、特設注意市場銘柄へ指定

*2 内部管理体制等について改善がなされなかったと取引所が認める場合等には、上場廃止

✓ 継続開示書類の虚偽記載

- 刑事罰
(個人) 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
※併科あり
(法人) 5億円以下の罰金
- 課徴金
300万円又は時価総額の10万分の3のいずれか高い方
- 民事責任 (請求者からの立証責任の転換等)

✓ 風説の流布

※目的要件あり (虚偽記載が風説の流布にあたることに加え、有価証券の売買等を行うため又は変動を図る目的であることが要件)

- 刑事罰
(個人) 10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金
※併科あり
(法人) 7億円以下の罰金
- 課徴金
※違反行為期間に行われた有価証券取引の価格等に応じて、課徴金の額を算定 (単なる虚偽記載のみがあり、違反行為に伴った取引がない場合は、課徴金を課することができない)
- 民事責任 (一般不法行為責任)

(出所) 金融庁「第3回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ (令和4年度) 事務局資料」、黒沼悦郎「虚偽記載に対するエンフォースメント」、『企業会計』.2023, vol.75, No.5より東京証券取引所作成

方針（案）（レビューの一部義務付け）

【基本的な考え方】

- 1Q・3Q四半期決算短信について監査人によるレビューを一律には義務付けないが、会計不正等により、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合に、監査人によるレビューを義務付け
- その際、上場会社・監査人における予見可能性の観点から、義務付けの要件を明確に規定する。具体的には、会計不正等を踏まえた監査人の意見や金商法上の経営者による財務報告に係る内部統制の評価、監査人の監査・レビューが求められる法定開示書類の提出状況等をその要件とする

（義務付けの要件）

- ① 直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）において、無限定適正意見（結論）以外の場合
 - ② 直近の有価証券報告書において、内部統制監査報告書における無限定適正意見以外の場合
 - ③ 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合
 - ④ 直近の有価証券報告書・半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合
（財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合を除く）
 - ⑤ 当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付される場合
- ※ ①・③について、直近の有価証券報告書・半期報告書の訂正を行う場合で、訂正報告書において要件に該当する場合も対象

（義務付けの対象期間）

- 要件該当以後、提出される1Q・3Q財務諸表については、レビュー義務付け
- 提出済みの1Q・3Q財務諸表の取り扱いについては、ご議論いただきたい事項（P.24）をご参照

（義務付けの解除要件）

- 要件該当後、提出される有価証券報告書・内部統制報告書において、上記①～④の要件にいずれも該当しない場合に義務付けを解除
※例えば、内部統制が脆弱な会社は、当期の有価証券報告書・内部統制報告書において継続して義務付けの要件に該当することが想定され、その場合、翌期以降も義務付けを継続

（レビュー実施者（任意でのレビューを含む））

- 年度の監査人と同一の監査人によるレビューを求める

（レビュー基準（任意でのレビューを含む））

- 制度上の位置付け等を踏まえ、日本公認会計士協会における実務指針に基づくレビュー（準拠性の枠組み）を求める

<1Q・3Q四半期決算短信のレビューの一部義務付け>

- レビューの一部義務付けに関する方針（案）について、どう考えるか。
- レビューを義務付ける対象期間について、すでに提出済みの1Q・3Q財務諸表の取扱いをどう考えるか。遡って提出済みの1Q・3Q財務諸表にレビューを義務付ける場合に、どこまで遡ることが考えられるか。

<虚偽記載に対するエンフォースメント>

- 1Q・3Qの四半期開示について、四半期決算短信に「一本化」されることを踏まえ、取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくため、監査人との連携を強化し、不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築していくことが考えられるが、この点、どう考えるか。
- 具体的な方策として考えられる取組は何か。例えば、監査契約（日本公認会計士協会におけるひな型）において、守秘義務解除の「正当な理由」として、取引所の求めに対する報告等を含めることや、公認会計士等へのヒアリングに係る上場規則（P.21参照）について、取引所が措置の検討に必要と認める場合にその射程を広げる見直しを行うことが考えられるが、取組を進めるにあたり、留意すべき事項はあるか。

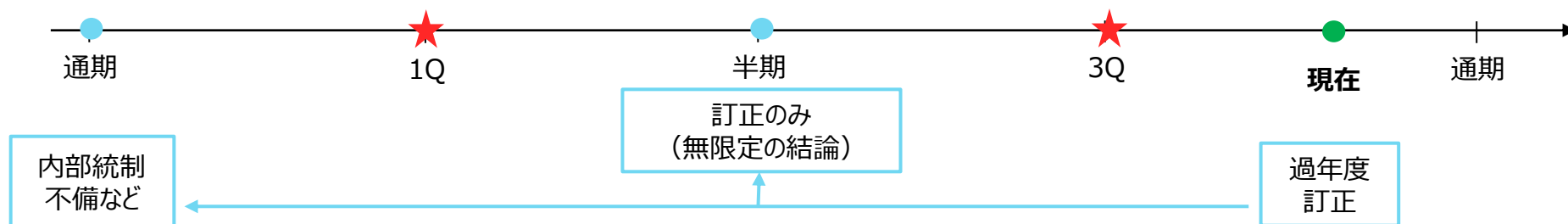
(ご参考) 遡及的なレビューの要否の検討

① 過年度訂正があった場合の提出済みの1Q/3Qについて

(例) 3Q短信開示後に過年度訂正を行い、前期末の内部統制に開示すべき重要な不備がある等とされた場合

✓ 当期の1Q・3Qの短信について、遡及的にレビューを求めるかどうか

(1Qについては、その内容を含む訂正半報にレビューが行われるため、遡及的なレビューは不要とも考えられる)



② 遡及的なレビューについて年度をどこまで遡るか

(例) 当期の1Q前に過年度訂正を行い、前期末以前の法定開示にも過年度訂正が行われる場合

✓ 前期の有報に対して訂正監査が行われるが、前期の1Q・3Qについてはレビューを求めるかどうか

(前期の1Q・3Qについては、その内容を含む前期の有報に対して訂正監査が行われるため、遡及的なレビューは不要とも考えられる)

※ 当期の1Q (図表では一番右) については、前期末に内部統制不備などがあることから、レビューを義務付ける想定



4. 情報開示の充実



（DWG報告での意見）

- 企業環境の急速な変化や情報技術の進展等を背景に、投資家の投資判断において企業による適時の情報開示の重要性は高まっており、先般の感染症拡大や国際情勢の変化等、これまで**想定されなかった事象について、企業が適切にリスクの識別・評価を行い、取引所の適時開示の枠組みで情報開示を充実させていくことは重要な課題**である。加えて、**四半期開示の任意化を検討する前提として、適時開示の充実は重要な考慮要素**となっている。

（DWG報告で示された方向性）

- 企業の積極的な適時開示を促すためには、**取引所における好事例の公表やエンフォースメントの強化のほか、適時開示ルールの見直し（細則主義から原則主義への見直し、包括条項における軽微基準の見直し）**について、取引所において継続的に検討を進めることが考えられる。
- その際、適時開示ルールの見直しについては、細則が定められている中でこれまで実務が行われてきた点や、**インサイダー取引規制及びフェア・ディスクロージャー・ルールとの関係を考慮すべき**との意見があり、これらも踏まえた検討が必要である。

（将来的な四半期決算短信の任意化の議論の前提）

- 将来的な四半期決算短信の任意化については、**まず、企業の開示に対する意識の改善・向上**や、企業が**積極的に投資家へ充実した情報を提供するような市場環境の確立**によって、上記の投資家からの懸念を払しょくする必要がある
- 今後、適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿勢の変化のほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見等を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討していくことが考えられる

- 情報開示の充実に関する、DWGにおける主な議論は以下のとおり

<DWGでの「適時開示の充実」に関するご意見>

(事業環境の変化に関する開示)

- 先般の感染症拡大や国際情勢の変化等、これまで想定されなかった事象について、**企業が適切にリスクの識別・評価を行い、取引所の適時開示の枠組みで情報開示を充実**させていくことは重要な課題

(細則主義と原則主義)

- **本来は原則主義**とした上で、企業は開示すべき事項や**重要性を的確に判断できなければならない**
- 個別事由に該当しないから開示を行っていないというのは、これは現行の包括条項に従っていないということになる。包括条項にも軽微基準が定められていることから、包括条項に従わず開示しないということも考えられるため、これを削除すれば良い
- 企業も**細則が定められているから助かるという場面もある**のではないか
- 原則主義に見直す場合には、**インサイダー取引規制との関係や見直しの影響を踏まえた慎重な検討が必要**

(適時開示と定時開示)

- 適時開示と定時開示というのは違うものであり、両者の性質は違うのだから**単純に代替できるものではない**
- 四半期の財務諸表が、**特定の期限までに開示されるということは非常に重要**なことであり、それによって**財務諸表、あるいは財務情報の比較可能性が担保**される。適時開示としてばらばら出てくるよりは、同期間の企業業績の比較可能性を担保するためにも、これは非常に重要な論点である
- 任意化へのハードルというのは極めて高い。適時開示の制度を整えるだけでなく、**企業の開示姿勢に対する意識の改善**が求められている。こういうことがあって初めて適時・適切な開示が行われるようになる
- 適時開示の充実の状況を前提とした四半期決算短信の任意化について継続的に検討することが示されたことは、非常に意義深いと考える

(出所) 金融庁『金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」』、金融庁「第3回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）事務局資料」等より東京証券取引所作成

<取引所における開示に関する基本理念>

- 取引所における開示に関する基本理念は以下のとおりであり、投資者の視点に立って、上場会社が主体的に実践することを求めている

第401条

上場会社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った**迅速**、**正確**かつ**公平**な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

第411条の2

この節の規定は会社情報の適時開示等について上場会社が遵守すべき**最低限の要件、方法等を定めたもの**であり、上場会社は、**同節の規定を理由としてより適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない。**

<取引所において開示を求めている事項>

項目	概要
決定事実・発生事実 (イベントの発生)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務執行を決定する機関が重要な事項を決定した場合や、重要な事実が発生した場合、直ちに開示 ✓ 上場規則上、個別条項（※1）に加えて、バスケット条項（包括条項）（※2）を規定 ※1：軽微基準あり ※2：詳細は次ページ参照
決算情報（短信）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 四半期ごとに、決算の内容が定まった場合、直ちに開示
業績予想・配当予想の修正	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公表している業績予想・配当予想（予想を公表していない場合は、前年実績値）と比較して、新たに算出した予想値・実績値に差異がある場合（※）、直ちに開示 ※：軽微基準あり
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 支配株主等に関する事項の開示 ✓ 上場維持基準への適合に向けた計画の開示 ✓ 事業計画及び成長可能性に関する事項の開示（グロース市場のみ） など

- 有価証券上場規程では、個別の開示すべき事項を定めた個別条項に加え、原則主義的な包括条項を規定
- 包括条項に軽微基準は設けていないが、実質的な判断の参考となるよう、適時開示ガイドブックにて開示の目安を提示

<有価証券上場規程におけるバスケット条項の位置づけ>

第402条

上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

（1）上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからarまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～aq（略）

ar aから前aqまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって**投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの**

（2）次のaからxまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～w（略）

x aから前wまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であって**投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの**

<開示の目安に関する適時開示ガイドブックの記載（決定事実）>

- 「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」かどうかについては、決定事実の内容、その影響等を踏まえて、**実質的に判断**することが求められます。
- 次のa. からf. までのいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）など**投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合**には、直ちにその内容を開示するようにしてください。

- a. 金商法第166条第2項第4号に該当する事実
- b. 当該決定事実による連結総資産の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の末日における**連結純資産の30%**に相当する額以上
- c. 当該決定事実による連結売上高の増加又は減少見込額が直前連結会計年度の**連結売上高の10%**に相当する額以上
- d. 当該決定事実による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の**連結経常利益の30%**に相当する額以上
- e. 当該決定事実による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の**親会社株主に帰属する当期純利益の30%**に相当する額以上
- f. 開示府令第19条第2項第12号又は第19号の規定に基づく事由（財政状態及び経営成績に影響を与える事象）で臨時報告書が提出される事実

- 上記a. からf. までに掲げる**開示の目安への該当の有無にかかわらず、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合には、直ちにその内容を開示**するようにしてください。
- 例えば、上場会社の事業構成・収益構造等の転換を伴うなど、**上場会社の運営、業務又は財産に係る基本的状況に重要な変化**が生じることが見込まれる場合や、当該会社情報の決定の日の属する**連結会計年度以降に、黒字転換又は赤字転換が見込まれる場合**などが考えられます。

コロナ拡大時やウクライナ情勢悪化時の開示状況

- 東証では、新型コロナウイルス感染症や、ロシア・ウクライナ情勢に関して、上場会社に対して事業活動や経営成績に及ぼす影響について、積極的かつ速やかな開示を要請
- 新型コロナウイルス感染症拡大時、決算発表の到来前に適時開示を行った企業は限定的

<コロナ拡大時の開示の状況>

◆ 取引所における対応

- **新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動・経営成績に及ぼす影響**について、感染防止を優先したうえで、積極的かつ速やかな開示を要請（2020年2月10日）
- 新型コロナウイルス感染症に係る**リスク情報の早期開示**を要請（2020年3月18日）
- 新型コロナウイルスに関する**開示例や説明のポイントを提供**（2020年4月3日以降、計7回）

◆ 開示状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響について、決算発表時期（4月下旬～5月中旬）の到来前に適時開示を行った企業は、全体の1割程度
- その後の決算発表時期（2020年4月下旬～5月）においては、足元の影響の有無や内容について記述的に説明する事例が増加したものの、リスク情報として開示した事例は1割程度にとどまったほか、3月期決算会社の半数以上が業績予想の開示を見送り（例年は、通期決算の発表時に9割以上の企業が業績予想を開示）
- 3月期決算会社の第1四半期決算においては、半数以上の会社が前年同四半期比で30%以上の減益となった旨を開示（多くの会社で相当の業績インパクトが発生）

<ウクライナ情勢の開示の状況>

◆ 取引所における対応

- ロシア・ウクライナ情勢が**事業活動・経営成績に及ぼす影響やリスクの丁寧な説明**を要請（2022年3月9日、17日）
- ロシア・ウクライナ情勢の影響に関する**開示例を提供**（2022年3月17日）

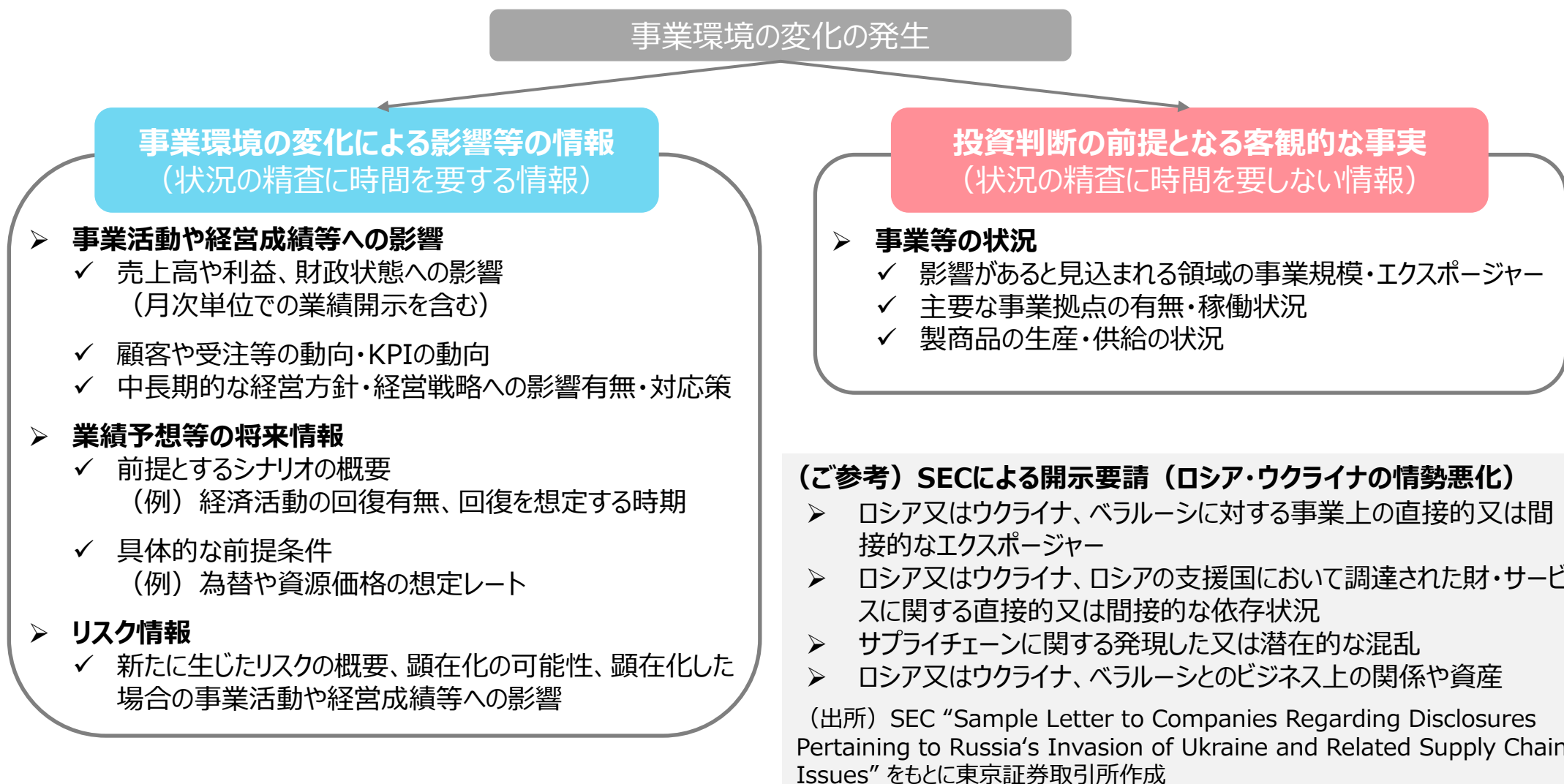
◆ 開示状況

- 現在のロシア・ウクライナ情勢を踏まえ、欧米の企業では影響の有無やリスクへの対応等に関する積極的な情報開示が行われはじめているが、日本企業の開示例は少数（2022年3月時点）

事業環境の変化に関する開示について

- 東証では、新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢などの事業環境が大きく変化した際に、上場会社に対して当該事業環境変化に関する開示を要請するとともに、実際の開示例の中から好事例を整理し提供
- 東証が要請してきた事項や開示例として取りまとめた事例のポイントは、おおよそ以下のように整理できると考えられる

<事業環境の変化に関する開示のポイント（イメージ）>



(ご参考) 金融庁における好事例集の公表

- 金融庁では、有価証券報告書における記述情報の開示の好事例集を取りまとめ、公表している
- テーマごとに、投資家・アナリストが期待するポイントを整理したうえで、実際の開示例を用いてポイントを解説

記述情報の開示の好事例集 2022

CONTENTS

はじめに ～「記述情報の開示の好事例集」の構成・使い方～

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示例
 1. 「環境（気候変動関連等）」の開示例
 2. 「社会（人的資本、多様性等）」の開示例
- 有価証券報告書の事業の状況ほかに関する開示例
 3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例
 4. 「事業等のリスク」の開示例
 5. 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」の開示例
 6. 「コーポレート・ガバナンスの概要」の開示例（更新）
 7. 「監査の状況」の開示例（更新）
 8. 「役員の報酬等」の開示例（更新）
 9. 「株式の保有状況」の開示例（更新）
- 記述情報の開示に関する充実化の動向（更新）

金融庁
2023年3月24日

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：MD&A

方針等で示されている戦略や施策が当初の想定通り（理由）、経営目標を達成できそうか等を確認することに

進捗状況をMD&A等で開示することは有用

が乖離した場合には、その理由を記載することは有用

更新理由を具体的に記載することは、対話のための土

体系的に示すことは有用。更には、ROICツリーに

報等が記載されると、より有用

要な部分を示し、それを経営層がどう考えているかの説

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：事業等のリスク

しを行うことが重要。その際、リスクの見直しを定期的

たリスクが分かるような記載及び変更となった理由が示さ

は、社内において、リスク及びその対応策の認識向上にも

という観点から、影響度の大きさに優先順位を付けて開示

＜情報開示の充実＞

上場会社が自主的かつ積極的に投資判断上重要な情報を、適時に開示する市場環境の整備を行っていくにあたり、以下の事項について、どう考えるか。

（事業環境の変化に関する開示）

- 投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業環境の変化（業種横断の事象に限らず、個社の事情も含む）が生じている場合において、企業に積極的な開示が求められる情報や企業において開示可能な情報は、どのような内容か。例えば、影響が明確ではない段階であっても、投資判断の前提となる客観的な事実（影響の見込まれる領域の事業規模など）や足元の動向（顧客や受注の状況やKPIの推移など）、リスク情報（顕在化した場合の影響等）については、速やかに開示を行うことが考えられるがどうか。
- また、事業環境の変化に関する期中の開示の前提として、有価証券報告書等の定期開示や、業績予想などの将来予測情報の開示において、企業に積極的な開示が求められる情報や企業において開示可能な情報は、どのような内容か。
- 事業環境の変化に関する開示の充実に向けて、イベント発生による既存の決定事実・発生事実にとらわれない新たな考え方で開示を促していくことが想定される。具体的には、開示のポイントを例示的に示したうえで、それらの開示を要請するとともに、取引所において継続的に開示例を公表（あわせて、金融庁における「記述情報の開示の好事例集」の継続的な公表）していくことで、上場会社の自主的な判断による開示を促進することが考えられるが、取組を進めるにあたり、留意すべき事項はあるか。
- そのほか、当該情報の開示を充実・定着させるために考えられる取組はあるか。

（その他の適時開示）

- 既存の決定事実・発生事実の適時開示の充実に向けて、考えられる方策はあるか。例えば、バスケット条項の見直し（考え方の明確化、開示目安の位置づけの見直し）が考えられるが、取組を進めるにあたり、留意すべき事項はあるか。
- そのほか、その他の適時開示を充実・定着させるために考えられる取組はあるか。

5. ご議論いただきたい事項



<四半期決算短信の開示内容>

- 四半期決算短信の開示内容に関する方針（案）についてどう考えるか。
- 四半期報告書で開示されていた事項のうち、投資者ニーズの強い事項を四半期決算短信に移管するという考え方のもと、方針（案）に記載した事項の他に記載が求められる事項（※）はあるか。当該事項について、開示を義務付けるべきか、それとも、積極的に記載するよう要請（投資者の要望等を踏まえて上場会社において検討）することも考えられるか。

※ 「さらに投資家を中心に、中長期的な進捗確認の観点から、貸借対照表や損益計算書の注記等、財務諸表の理解において重要なものや、定性的な経営成績等の分析について追加する必要があるとの意見があった。他方、開示内容の追加の検討においては、企業の開示負担や速報性に十分留意すべきであるとの意見もあった。」（2022年12月DWG報告 注釈18）

<四半期決算短信の開示タイミング>

- 四半期決算短信の開示タイミングに関する方針（案）についてどう考えるか。
- 取引所規則により義務付けられるレビュー（次章参照）又は任意にレビューを行う場合や、現状の四半期決算短信から追加事項があること等により、現状の四半期決算短信と比較して開示タイミングが遅くなることも想定されるが、この点、どう考えるか。

<1Q・3Q四半期決算短信のレビューの一部義務付け>

- レビューの一部義務付けに関する方針（案）について、どう考えるか。
- レビューを義務付ける対象期間について、すでに提出済みの1Q・3Q財務諸表の取扱いをどう考えるか。遡って提出済みの1Q・3Q財務諸表にレビューを義務付ける場合に、どこまで遡ることが考えられるか。

<虚偽記載に対するエンフォースメント>

- 1Q・3Qの四半期開示について、四半期決算短信に「一本化」されることを踏まえ、取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくため、監査人との連携を強化し、不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築していくことが考えられるが、この点、どう考えるか。
- 具体的な方策として考えられる取組は何か。例えば、監査契約（日本公認会計士協会におけるひな型）において、守秘義務解除の「正当な理由」として、取引所の求めに対する報告等を含めることや、公認会計士等へのヒアリングに係る上場規則（P.21参照）について、取引所が措置の検討に必要と認める場合にその射程を広げる見直しを行うことが考えられるが、取組を進めるにあたり、留意すべき事項はあるか。

＜情報開示の充実＞

上場会社が自主的かつ積極的に投資判断上重要な情報を、適時に開示する市場環境の整備を行っていくにあたり、以下の事項について、どう考えるか。

（事業環境の変化に関する開示）

- 投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業環境の変化（業種横断の事象に限らず、個社の事情も含む）が生じている場合において、企業に積極的な開示が求められる情報や企業において開示可能な情報は、どのような内容か。例えば、影響が明確ではない段階であっても、投資判断の前提となる客観的な事実（影響の見込まれる領域の事業規模など）や足元の動向（顧客や受注の状況やKPIの推移など）、リスク情報（顕在化した場合の影響等）については、速やかに開示を行うことが考えられるがどうか。
- また、事業環境の変化に関する期中の開示の前提として、有価証券報告書等の定期開示や、業績予想などの将来予測情報の開示において、企業に積極的な開示が求められる情報や企業において開示可能な情報は、どのような内容か。
- 事業環境の変化に関する開示の充実に向けて、イベント発生による既存の決定事実・発生事実にとらわれない新たな考え方で開示を促していくことが想定される。具体的には、開示のポイントを例示的に示したうえで、それらの開示を要請するとともに、取引所において継続的に開示例を公表（あわせて、金融庁における「記述情報の開示の好事例集」の継続的な公表）していくことで、上場会社の自主的な判断による開示を促進することが考えられるが、取組を進めるにあたり、留意すべき事項はあるか。
- そのほか、当該情報の開示を充実・定着させるために考えられる取組はあるか。

（その他の適時開示）

- 既存の決定事実・発生事実の適時開示の充実に向けて、考えられる方策はあるか。例えば、バスケット条項の見直し（考え方の明確化、開示目安の位置づけの見直し）が考えられるが、取組を進めるにあたり、留意すべき事項はあるか。
- そのほか、その他の適時開示を充実・定着させるために考えられる取組はあるか。